

## 苫小牧市スポーツ都市宣言 60 周年記念名義使用申請取扱要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、苫小牧市スポーツ都市宣言 60 周年記念の名義使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (名義)

第 2 条 使用する名義は、「苫小牧市スポーツ都市宣言 60 周年記念」(以下「60 周年記念名義」という。)とする。

### (名義使用の基準)

第 3 条 60 周年記念名義を使用できる者及び事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) スポーツ振興及び健康増進に資する事業であること。
- (2) 市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与する公益性の高い事業であること。
- (3) 法令及び公序良俗に反しないこと。
- (4) 以下に該当する事業には使用を認めない。
  - ア 政治活動に係るもの
  - イ 宗教活動に係るもの
  - ウ 営利を目的とするもの
  - エ 暴力団等反社会的勢力と関わりのあるもの
  - オ 実施計画が不明確で、実施の確実性が乏しいもの

### (申請手続)

第 4 条 60 周年記念名義の使用を希望する者(以下「申請者」という。)は、60 周年記念名義使用申請書(様式 1 号)に事業概要及び関係資料を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

### (審査及び通知)

第 5 条 市長は申請内容を審査し、適否を判断した上で、承認又は不承認の決定を行い、申請者に対して書面により通知するものとする。

### (承認の取消)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、承認を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条の基準に違反したとき。
- (2) 申請内容に虚偽又は不正が判明したとき。

2 承認の取消しを行った場合、市長は速やかに申請者に書面で通知するものとする。

### (その他)

第 7 条 本要綱に定めるもののほか、名義使用に関し必要な事項は市長が別に定める。

### 附則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。